

居宅介護支援費における特定事業所集中減算の概要について

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課

特定事業所集中減算とは、「正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与又は指定地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている(※注)」場合に、減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算となるものです。

具体的には、事業所ごとに判定期間における居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、80%を超えたか否かを判定していただきます。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行ってください。

(※注)

- ・ 100分の80を超えた場合でも、正当な理由がある場合は減算の対象にはなりません。正当な理由に該当するかは枚方市において判断しますので、正当な理由の有無に関わらず100分の80を超えた事業所は、判定期間に応じた提出期限までに「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」を枚方市に提出してください。
- ・ 100分の80を超えていない事業所も「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」を作成し、事業所で5年間保存してください。